

## 第17回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日(月)午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、  
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第25号 非農地証明の結果報告について

第 5 報告第26号 地目認定に関する照会について

第 6 議 第 95号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 96号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第 8 議 第 97号 農用地利用集積に対する決定について

第 9 議 第 98号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその  
達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及その達成  
に向けた活動計画(案)について

第10 議 第 99号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

第11 議 第100号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 淀野 拓也

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたく  
と思います。よろしく申し上げます。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あい  
さつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第17回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席5番佐々木一宏委員、議席6番新野庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに淀野主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第25号非農地証明の結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

1ページをご覧ください。議第25号非農地証明の結果報告について。通知件数は1件です。(非農地証明についてを朗読により説明)以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第26号地目認定に関する照会についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

3ページをご覧ください。議第26号地目認定に関する照会について。国土調査法地積調査作業規程準則第29条の規定による地目の調査を実施し、調査後の地目認定の可否について

川西町長から照会があったので下記のとおり報告する。(地積調査の結果についてを朗読により説明) 以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第95号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 淀野卓也

4ページをご覧ください。議第95号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第95号1番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第96号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。議第96号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第96号1番及び2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成33年3月末日で完

了する計画です。

農地区分は水道、下水道管が埋設されている道路の沿線の区域であり、かつ500m以内に2つ以上の医療機関が存在している農振農用地区域外の第3種農地と判断されま  
す。内容は川西町役場庁舎の建設です。

所在は川西町大字上小松地内です。JA山形おきたま本店南に位置します。資料4ペ  
ージの案内図に申請地が図示されています。資金計画については、平成30年度議決予  
算書で確認しております。雨水については、自然流下で白川土地改良区の同意を得てお  
ります。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年10月末日で  
完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内農地です。事前に川西町農業振興地域整備計画の軽微な  
変更の手続きを完了しています。

現牛舎が梨郷道路建設用地となるための移転です。所在は川西町大字西大塚地内です。  
資料12ページをご覧ください。資金計画については、国土交通省の損失補償協議書で  
確認しております。白川土地改良区の同意を得ております。以上今回の申請は許可基準  
に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席9番黒澤一利委  
員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、平成30年6月15日 大沼藤一会長、私と事務局で現地調査をし  
てきました。現役場庁舎の老朽化により、申請地に新庁舎を建設する申請です。

申請の土地は、上小松地内の田であり、事務局の説明により、第3種農地と判断され、  
転用可能です。

現地確認では、隣接するJAからの雨水と新庁舎からの雨水によって、現存する水路で  
は、周辺の農地に影響がでる恐れがあるのではないかと推測されました。その後、町と  
小松右岸維持管理組合と話し合いを行い、問題ないことを確認したとのことです。

また、申請地駐車場内に水路を設置し、申請地南の水路には直接雨水は流れないよう  
にしているようです。

以上、問題はないと判断します。土地改良区からの意見書も提出されております。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第97号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第97号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

7ページです。(議第97号本文及び整理番号7702番及び7703番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7702番及び7703番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第98号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

8ページです。議第98号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。農業委員会の適正な事務実施について、平成21年1月23日付け20経営第57

91号、経営局長通知に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求める。

(議第98号 朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、原案の内容について決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本件について原案のとおり決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第十、議第99号農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

20ページです。議第99号農地の権利取得後における下限面積基準の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を30アールにしたいので審議を求める。

(議第99号 朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を30アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本町全域の下限面積を30アールと決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第100号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第100号川西農業振興地域整備計画の変更について。川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。

川西農業振興地域整備計画の所管であります産業振興課担当より説明をいたします。

産業振興課農業企画主査 嵐 孝久

23ページをご覧ください。(議第100号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第17回川西町農業委員会総会を閉会いたします。